

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 7 月  
③ 昭和 55 年 9 月から同年 11 月まで

申立期間①当時は、義母が国民年金委員として地区の国民年金保険料を集金していたので、保険料を納付していないことは考えられない。

申立期間②及び③の期間については、国民年金保険料の納付を口座振替にしており、振替が不能となった記憶はない。

申立期間①、②及び③を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付している上、申立人の義母は、国民年金委員として申立人が居住していた地区の国民年金保険料の集金を担当していたことが確認できる。

また、申立期間①の前後を通じて、申立人夫婦の職業や住所に変化は無く、申立人の生活状況に大きな変化が認められないこと、申立人の義母は、国民年金制度発足当初から 60 歳に達する昭和 56 年\*月までの期間（厚生年金保険の加入期間を除く。）の国民年金保険料を全て納付し、長期間にわたり国民年金委員を担当するなど、年金制度に対する理解があり、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれること、申立人夫婦の保険料を集金していた申立人の義母が、「息子夫婦（申立人夫婦）の国民年金保険料が未納であった覚えはない。」旨を証言していることから、申立人は、申立期間①の保険料を納付していたものと推認できる。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、「国民年金保険料を納付書

により納付した覚えはない。」と主張しているところ、申立人が居住する市は、「申立期間②及び③当時、国民年金保険料の口座振替が不能になった場合は、再振替を行っていなかった。」旨を回答している上、申立人の義母は、「国民年金保険料の口座振替が不能となった場合は、各自が保険料を納付書により納付しており、私が保険料を集金することはなかった。」旨を証言している。

また、申立人が居住する市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和 53 年 4 月から国民年金保険料を口座振替により納付していることが確認できるものの、申立期間②及び③はいずれも未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録も一致している。

このほか、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛媛国民年金 事案 664

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで  
申立期間当時は、母親が国民年金委員として地区の国民年金保険料を集金していたので、保険料を納付していないことは考えられない。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 9 月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したと推認でき、当該加入手続を行った年度以降は、申立期間及び厚生年金保険の加入期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地区の国民年金委員として、申立人夫婦の保険料を集金していた申立人の母親は、国民年金制度発足当初から 60 歳に達する昭和 56 年\*月までの期間（厚生年金保険の加入期間を除く。）の国民年金保険料を全て納付している上、長期間にわたり国民年金委員を担当するなど、年金制度に対する理解があり、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、「息子夫婦（申立人夫婦）の国民年金保険料が未納であった覚えはない。」旨を証言している。

さらに、申立期間は、11 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後を通じて、申立人夫婦の職業や住所に変化は無く、生活状況に大きな変化が認められないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 4 月及び同年 5 月、同年 10 月から同年 12 月までの期間、16 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から 17 年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 11 月までの期間、18 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月、同年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、19 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から 20 年 4 月までの期間、同年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月から同年 12 月までの期間、21 年 3 月及び同年 4 月、並びに同年 7 月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、15 年 4 月は 34 万円、同年 5 月及び同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 34 万円、同年 12 月は 38 万円、16 年 2 月及び同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月は 34 万円、同年 8 月は 38 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 36 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 36 万円、17 年 1 月及び同年 2 月は 34 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 6 月から同年 8 月までの期間は 34 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月は 34 万円、同年 11 月は 41 万円、18 年 1 月は 32 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 38 万円、同年 8 月は 36 万円、同年 10 月は 34 万円、同年 11 月は 36 万円、同年 12 月は 34 万円、19 年 2 月及び同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 6 月は 32 万円、同年 7 月は 38 万円、同年 8 月は 36 万円、同年 10 月は 34 万円、同年 11 月は 36 万円、同年 12 月から 20 年 2 月までの期間は 32 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 36 万円、同年 9 月は 38 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 34 万円、同年 12 月及び 21 年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 32 万円、同年 7 月は 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年4月1日から21年9月1日まで  
昭和63年6月から平成24年5月までの間、A社に勤務していた。

申立期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録が相違しているため、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、市民税県民税回答書、及び預金異動明細書の給与振込額から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成15年4月は34万円、同年5月及び同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月は38万円、16年2月及び同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は34万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は36万円、同年11月は41万円、同年12月は36万円、17年1月及び同年2月は34万円、同年3月は41万円、同年4月は36万円、同年6月から同年8月までの期間は34万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月は41万円、18年1月は32万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年10月は34万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、19年2月及び同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年6月は32万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年10月は34万円、同年11月は36万円、同年12月から20年2月までの期間は32万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月及び21年3月は36万円、同年4月は32万円、同年7月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 6 月から同年 9 月までの期間、16 年 1 月、同年 5 月、17 年 5 月、同年 12 月、18 年 2 月、同年 5 月、同年 9 月、19 年 1 月、同年 5 月、同年 9 月、20 年 5 月、同年 8 月、21 年 1 月及び同年 2 月、同年 5 月及び同年 6 月、並びに同年 8 月については、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、同年12月、18年3月から同年6月までの期間、同年8月、19年3月及び同年4月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月、20年2月及び同年3月、同年9月、同年11月から21年1月までの期間、同年3月及び同年4月、並びに同年7月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、17年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月から同年10月までの期間及び同年12月は30万円、18年3月は32万円、同年4月から同年6月までの期間は28万円、同年8月は32万円、19年3月は34万円、同年4月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月、20年2月、同年3月、同年9月及び同年11月は30万円、同年12月は26万円、21年1月及び同年3月は28万円、同年4月及び同年7月は26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年9月から22年2月までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、21年9月及び同年10月、並びに同年12月から22年2月までの期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、21年9月は32万円、同年10月は24万円、同年12月は30万円、22年1月は26万円、同年2月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :



## 2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年2月1日から22年3月1日まで  
平成14年1月から24年5月までの間、A社に勤務していた。

申立期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録が相違しているため、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、市民税県民税回答書、及び預金通帳の給与振込額から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成17年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月から同年10月までの期間及び同年12月は30万円、18年3月は32万円、同年4月から同年6月までの期間は28万円、同年8月は32万円、19年3月は34万円、同年4月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月、20年2月、同年3月、同年9月及び同年11月は30万円、同年12月は26万円、21年1月及び同年3月は28万円、同年4月及び同年7月は26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成21年9月から22年2月までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、21年9月及び同年10月、並びに同年12月から22年2月までの期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、21年9月は32万円、同年10月は24万円、同年12月は30万円、22年1月は26万円、同年2月は30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額

に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 5 月、同年 11 月、18 年 1 月及び同年 2 月、同年 7 月、同年 9 月から 19 年 2 月までの期間、同年 5 月及び同年 6 月、同年 10 月、同年 12 月及び 20 年 1 月、同年 4 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、21 年 2 月、同年 5 月及び同年 6 月、同年 8 月並びに同年 11 月については、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年11月から14年6月までの期間、同年9月及び同年10月、同年12月、15年3月から同年7月までの期間、同年10月及び同年11月、16年1月、同年3月及び同年4月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月から17年4月までの期間、同年6月から18年8月までの期間、同年10月から21年6月までの期間、並びに同年8月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、13年11月は36万円、同年12月は34万円、14年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月から同年5月までの期間は36万円、同年6月は34万円、同年9月、同年10月、同年12月及び15年3月から同年6月までの期間は38万円、同年7月は41万円、同年10月は36万円、同年11月及び16年1月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は41万円、17年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は44万円、18年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月は47万円、同年4月は38万円、同年5月は44万円、同年6月は47万円、同年7月は41万円、同年8月は47万円、同年10月は41万円、同年11月から19年4月までの期間は44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年9月までの期間は44万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は47万円、20年1月は44万円、同年2月から同年8月までの期間は47万円、同年9月は41万円、同年10月は47万円、同年11月は38万円、同年12月は47万円、21年1月は38万円、同年2月は47万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は47万円、同年6月は44万円、同年8月は41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年9月から22年2月までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の32万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、21年9月から同年12月までの期間及び22年2月について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、21年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月は53万円、同年12月は44万円、22年2月は47万円に訂正することが必

要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 22 年 3 月 1 日まで  
昭和 57 年 2 月から平成 24 年 5 月までの間、A社に勤務していた。

申立期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録が相違しているため、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、市民税県民税回答書、及び預金異動明細書の給与振込額から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成 13 年 11 月は 36 万円、同年 12 月は 34 万円、14 年 1 月は 36 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月から同年 5 月までの期間は 36 万円、同年 6 月は 34 万円、同年 9 月、同年 10 月、同年 12 月及び 15 年 3 月から同年 6 月までの期間は 38 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 10 月は 36 万円、同年 11 月及び 16 年 1 月は 34 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 7 月は 36 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 38 万円、同年 11 月は 36 万円、同年 12 月は 41 万円、17 年 1 月は 36 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 36 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 36 万円、同年 8 月は 44 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 44 万円、18 年 1 月は 41 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 47 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 44 万円、同年 6 月は 47 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月は 47 万円、同年 10 月は 41 万円、同年 11 月から 19 年 4 月までの期間

は44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年9月までの期間は44万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は47万円、20年1月は44万円、同年2月から同年8月までの期間は47万円、同年9月は41万円、同年10月は47万円、同年11月は38万円、同年12月は47万円、21年1月は38万円、同年2月は47万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は47万円、同年6月は44万円、同年8月は41万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成21年9月から22年2月までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の32万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、21年9月から同年12月までの期間及び22年2月について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、21年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月は53万円、同年12月は44万円、22年2月は47万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月、14年7月及び同年8月、同年11月、15年1月及び同年2月、同年8月及び同年9月、同年12月、16年2月、同年5月及び同年6月、同年10月、17年5月、18年9月、21年7月、並びに22年1月については、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月、18年3月、同年6月及び同年7月、同年11月、19年3月、20年9月及び同年10月、同年12月、21年3月、並びに同年6月及び同年7月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、17年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年11月は22万円、同年12月及び18年3月は24万円、同年6月、同年7月及び同年11月は22万円、19年3月は24万円、20年9月、同年10月及び同年12月は20万円、21年3月は19万円、同年6月及び同年7月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月11日から21年9月1日まで  
平成17年4月から24年5月までの間、A社に勤務していた。

申立期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録が相違しているため、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、市民税県民税回答書、及び預金異動明細書の給与振込額から確認

又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成 17 年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 24 万円、同年 9 月及び同年 11 月は 22 万円、同年 12 月及び 18 年 3 月は 24 万円、同年 6 月、同年 7 月及び同年 11 月は 22 万円、19 年 3 月は 24 万円、20 年 9 月、同年 10 月及び同年 12 月は 20 万円、21 年 3 月は 19 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 20 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の複数の同僚から提出された給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、申立人についても事業主は、申立人から提出された給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月、18 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月及び同年 5 月、同年 8 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月から 19 年 2 月までの期間、同年 4 月から 20 年 8 月までの期間、同年 11 月、21 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月及び同年 5 月、並びに同年 8 月については、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年12月、19年2月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、20年2月及び同年3月、同年7月、同年9月から21年4月までの期間、並びに同年6月から同年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、18年12月、19年2月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、20年2月、同年3月、同年7月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は24万円、21年1月は22万円、同年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年9月から22年4月までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、21年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は26万円、22年1月及び同年2月は22万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日から22年5月1日まで  
平成18年12月から24年5月までの間、A社に勤務していた。

申立期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録が相違しているため、当該期間に係る標準報酬



酬月額記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、市民税県民税回答書、及び預金通帳の給与振込額から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成18年12月、19年2月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、20年2月、同年3月、同年7月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は24万円、21年1月は22万円、同年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成21年9月から22年4月までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、21年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は26万円、22年1月及び同年2月は22万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年1月、同年9月、20年1月、同年4月から同年6月までの期間、同年8月及び21年5月については、前述の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年2月1日から同年12月25日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年2月から同年9月までの期間は28万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月10日から平成3年12月25日まで  
申立期間は、A社に取締役として勤めていた。

申立期間の給与総支給額は、オンライン記録に比べ高額であったと記憶している。

申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間のうち、平成3年2月1日から同年12月25日までの期間の申立人の標準報酬月額は、当初、同年2月から同年9月までの期間は28万円、同年10月及び同年11月は30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年12月25日）より後の4年1月8日付けで、3年2月1日及び同年10月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、平成2年7月27日から同社が解散（平成14年12月3日）するまでの間、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、給与及び社会保険事務に関与していない旨を主張している上、連絡が取れた同社の従業員3人は、いずれも、「給与及び社会保険事務は事業主が行っており、申立人は営業を担当していた。」旨を証言しており、申立人は、前述の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由が見当たらないことから、申立人の当該期間に係る標

準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、当該遡及訂正処理の結果として申立人に係る当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年9月までの期間は28万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年5月10日から平成3年2月1日までの期間については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額が一致している上、当該期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、A社は、既に解散しており、給与及び社会保険事務を担当していたとする事業主及び申立人以外の取締役二人（申立人の弟及びその妻）は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和55年5月10日から平成3年2月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月31日から同年12月1日まで  
A社に勤務していた昭和22年6月1日から55年6月26日までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る辞令簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（A社B支店から同社本店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「辞令が出ても、現場作業が遅れた場合は、異動が1週間から2週間遅れることがあった。」と回答していることから、申立人は同社B支店の資格喪失日である昭和22年10月31日には、同社本店に異動していたと考えられ、申立人の同社本店の資格取得日を同社B支店の資格喪失日と同日の同年10月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年12月の申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「B支店と本店との引継ぎがうまくできていなかったため、申立人の年金記録に空白期間ができてしまった。」と回答していることから、事業主が昭和 22 年 12 月 1 日を資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年2月1日、同社における資格取得日に係る記録を44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については3万9,000円、申立期間②については5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月1日から同年3月1日まで  
② 昭和44年4月1日から同年5月1日まで

A社に昭和39年4月1日に入社し、平成11年3月31日に退社するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員カード、雇用保険の加入記録、同僚のオンライン記録等から、申立人は、同社に継続して勤務（昭和43年2月1日にA社本社から同社B支店に異動、44年4月1日に同社B支店から同社本社に異動）し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和43年3月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円、申立期間②の標準報酬月額については、44年5月の同被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から60年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月から60年3月まで  
昭和50年12月頃、夫に勧められ、A市の窓口で国民年金の任意加入及び付加年金の加入手続を行い、国民年金の定額保険料及び付加保険料を定期的に納付していた。  
その後、昭和60年3月まで居住していたB市及びC市においても、同様に国民年金の定額保険料及び付加保険料を一緒に納付していた。  
申立期間を国民年金付加保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間について、申立人の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が居住していたA市、B市、C市及びD市の国民年金被保険者名簿等及び特殊台帳には、定額保険料の納付に関する記録は有るが、付加保険料の納付に関する記載が無い。

さらに、申立期間は、9年4か月と長期にわたっている上、申立人は、「A市、B市及びC市において、定期的に国民年金の定額保険料及び付加保険料を一緒に納付していた。」と主張しているが、複数の市において、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、付加保険料についてのみ未納となることは推認し難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。